

学校現場の現状と求められる合理的な配慮について

合理的配慮等環境整備検討WG

福島 慎吾

○分離を前提とした就学システム

- ・ 就学基準に該当する障害児は、特別支援学校へ就学すべきで、「本来はここにいるべき存在ではない」との意識が、小・中学校の学校現場にある。
- ・ 小・中学校への就学措置を決定するのは、市町村教育委員会だが、その就学措置の条件として、親の「付き添い」を求められることもある。

○特別支援学校にもある「付き添い」の問題

- ・ 痰の吸引、経管栄養、導尿などのいわゆる医療的ケアのある子どもの場合、学校管理職の方針や看護師の不在を理由として、日常的な親の「付き添い」を求められることもある。
- ・ 医療的ケアのある障害児は、訪問教育の対象であり、「本来はここにいるべき存在ではない」との意識が、特別支援学校の学校現場にある。

○介助者がいないことを理由に日常的な親の「付き添い」を求められた事例

- ・ 小学校へ就学する条件として、入学後、常に「付き添い」することを求められた。
- ・ 親の「付き添い」ができないのなら、ボランティアでもいいから、代替りの者を自分で見つけてくるように言われた。
- ・ 介助員や看護師の休暇のときなど、親の「付き添い」ができないのなら、子どもを休ませるように言われた。

○遠足や校外行事等の安全確保を理由に親の「付き添い」を求められた事例

- ・ 特定の子どもだけに配慮することはできないとの理由から、遠足への「付き添い」の協力をつよく求められて、しかたなく同行した。
- ・ 親の「付き添い」がなければ、プールに入れることはできないといわれ、しかたなく水着を着て介助をさせられ、恥ずかしい思いをした。

○修学旅行等、宿泊をともなう学習活動への親の「付き添い」を求められた事例

- ・ 市の介助員制度があっても、宿泊をともなう学校行事への介助員の同行ができない要綱となっているため、親の「付き添い」を求められた。

- ・ 家族の「付き添い」がなければ、修学旅行に引率できないと言われ、母親と姉が交代で「付き添い」をした。
- ・ 修学旅行のバスへの同乗は認められないため、母親が自分の車を運転して、遅れずにバスの後ろについてくるように言われた。

○高等学校が義務教育でないこと等を理由に親の「付き添い」を求められた実例

- ・ 市立小・中学校にはあった介助員制度が、県立高校にはなくて「付き添い」を求められた。
- ・ 高校は義務教育ではないからと、親の「付き添い」なしには、修学旅行に引率できないと言われた。
- ・ 親のほか専任の介助者1名の「付き添い」を求められて、海外への修学旅行に、2名分の費用を負担して同行した。

○学校現場や教委が安易に親の「付き添い」を求める理由

- ・ 経費や教員数の不足
 - ・ 危険と責任問題の回避
 - ・ 教員たちにある職務ではないという意識
 - ・ 学校管理職の無理解
 - ・ 地方自治体の理念や構想の欠如
- これらをどう解決するのか⇒ 合理的な配慮

○小・中学校と特別支援学校の比較

・ 経費（19年度）

小学校	892,064円/人
中学校	1,036,342円/人
特別支援学校	8,390,908円/人

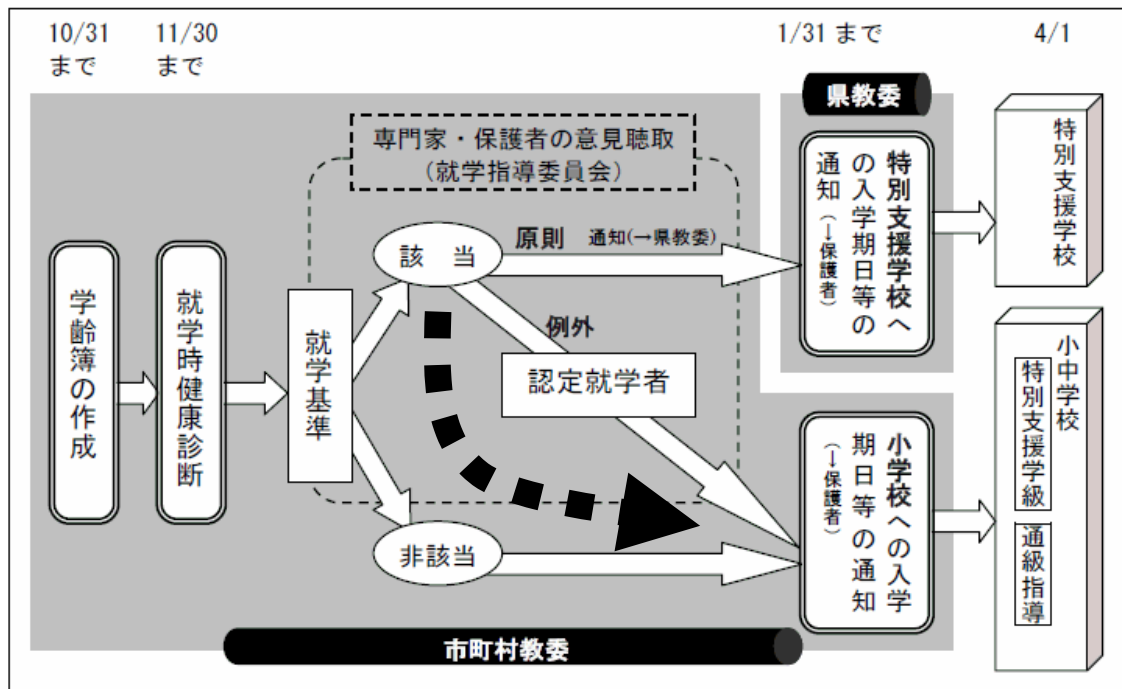
・ 教員数

小・中学校	教員1人に子ども35ないし40人
特別支援学級は、	1：8人（実際には1：3.0人）
特別支援教育支援員（19年4月～）	
特別支援学校	教員1人に子ども6ないし3人（実際には1：1.7人）

・ 保護者への支援

小・中学校	通常の学級の場合なし
特別支援学校	特別支援学校への就学奨励に関する法律によって、①教科用図書の購入費、②学校給食費、③通学・帰省に要する交通費及び付添人の付添に要する交通費、④学校附設の寄宿舍居住に伴う経費、⑤修学旅行費、⑥学用品の購入費が支給されている。

(参考) 就学先決定にかかる手続きの流れ



※文部科学省作成の図に福島が追記（破線の矢印）をして作成。